

許可番号第 09030080826 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市東区東桜一丁目10番24号

氏名 株式会社 相建
代表取締役 荒賀 剛志 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔彦



許可の年月日 平成31年 1月22日

許可の有効年月日 令和 6年 1月21日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

(1) 事業の区分

埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 4品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。)

(1) 埋立施設 (安定型)

ア 設置場所

豊田市篠原町石田刈21番始め23筆

イ 設置年月日

平成8年10月2日

ウ 埋立地の面積

18,910m² (全体面積 27,562m²)

エ 埋立容量

202,363m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

許可番号第 09030080826 号

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 許可年月日

平成 8 年 10 月 2 日

キ 許可番号

8 令 豊田保 346-8 号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 21 年 1 月 22 日 新規許可

平成 26 年 1 月 22 日 更新許可

平成 31 年 1 月 22 日 更新許可

令和 2 年 7 月 29 日 変更許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

存 ・

